

# 中近世における地方神職の組織と階層

## ―備後奴可郡の事例―

総合研究大学院大学 文化科学研究科 日本歴史研究専攻 鈴木 昂太

### 要 旨

本稿では、備後奴可郡（現広島県庄原市東城・西城町）における神職の中世末から近世にかけての歴史的要因を明らかにするとともに、奴可郡における神職の組織・階層について論じた。その結果、中世から近世への時代変化が、奴可郡の神職にいくつの変転を起させたことが判明した。

その一つが、神職としての立場を保障する方法の変化である。中世末の備北地方における社役の安堵は、備後一宮において開催される座直りへの出席と、在地領主からの宛行状の発行により行われていた。その後近世になると、京都の吉田家から神道裁許状を取得するようになる。こうした変化に伴い、神職の職名・立場を表す言葉として「太夫」という言葉が公の資料に現れることはなくなり、吉田家から取得した官途・受領名が名乗られるようになった。

二つ目は、中世に淵源を持つと考えられる備後国一宮の権威や機能の変化である。近世初期には、一宮の祭祀組織の再編、広島藩と福山藩という二つの政治体制の構築、近世中期以降には、京都吉田家による備後国内の神職支配の拡大が起こった。これにより、備後国内の神職に対する一宮の影響力が低下する。その結果、備後国内の広島藩領の神職は、藩内神職の惣頭役を務める広島城下の社家野上氏の統制下に入ることになり、広島藩の支配をより強く受けるようになった。

三つ目は、奴可郡における神職組織の在り方の変化である。中世末には、在地領主が広大な領地の産土社（鎮守社）を定め、神職を任じ、祭祀を経済的に支えていた。その後、中世末の在地領主の領土が近世の村切りにより分割されることで、かつての在地領主の領地と一致する広い氏子圏を持つ社格の高い大氏神と、一つの近世村を氏子圏とする小宮が生まれたと思われる。近世初期には、郡内に数社存在する「大氏神」を単位として、共同で神事を執行する神職組織がいくつ形成されていた。その後近世中期になると、吉田家の影響により広島藩の神職組織が整備され、その末端として「郡」を単位とする神職組織が新たに形成される。

こうした近世の奴可郡において神社祭祀に関わる者の間には、吉田家から神道裁許状を取得し祭祀を担当する「吉田殿裁許の官」と、日常神社の管理を担った「鍵取（地神主）」の違いがあった。さらに、「吉田殿裁許の官」の間には、大宮の社家（幣頭）／小宮の社家（一本幣）／抱えの小宮を持つ下社家／抱えの小宮を持たず裁許状を取得していない下社家という、中世以来の家格に基づく階層があった。

キーワード…一宮 吉田家 神道裁許状 太夫 大氏神 身分的周縁

- 一. 問題の所在
- 二. 中世末における備北地方の神職
  - 二.一 備後一宮からの認証
  - 二.二 在地領主からの認証
- 三. 近世における奴可郡の神職と京都吉田家
- 四. 近世奴可郡における神職の組織・階層
  - 四.一 神社祭祀の関係者間の階層
  - 四.二 大氏神（大宮）と小宮
- 五. おわりに

### 一・問題の所在

本稿では、備後奴可郡（現在の広島県庄原市東城町・西城町）における神職の中世末から近世にかけての歴史の変遷を明らかにするとともに、近世の奴可郡における神職の組織・階層について論じていく。

本稿で扱う備北地方（現広島県庄原市域）の神職についての歴史的な研究には、以下のものがある。

歴史学者の河合正治は、旧恵蘇郡（現庄原市高野・比和・口和・庄原北部）の世家が所蔵する資料を調査し、中世後期の神職たちが、山内首藤氏などの在地領主と結びつき、「注連幣下」と呼ばれる神職の共同組織を結成して、独占的に神事を執行していたことを明らかにした（河合、一九五八）。

歴史学者の畑中誠治も、旧恵蘇郡の世家に残された資料に基づき、神職たちが、祭祀の主宰者であるとともに武士的性格を有した小領主でもあった中世末の姿から、神社の脇に住み祭祀を担う近世的な宮守へと変化していったことを指摘した（畑中、一九六三）。

民俗学者の岩田勝は、東城町戸宇神社朽木家文書を中心とする中国地方各地の歴史資料に基づいて、中世期には、法者（男性）と神子（女性）がペアを組んで氏神・村方祭祀を執行していたと指摘した。また、こうした中世的な姿が、寛文五（一六六五）年の諸社禰宜神主法度の発布を契機として、唯一神道の立場から祭式の整備がなされ、郡毎に世家が組織化されることで、近世的な体制へと変化していったことを明らかにした（岩田、一九八二、一九八三）。

こうした成果が積み重ねられてきた一方、一九九〇年以降には、近世史の研究者を中心に、「身分的周縁」論を踏まえた神社・神職研究がなされるようになった。このような研究動向の代表的な研究者として、高埜利彦（高埜、一九八九、二〇一四）、西田かほる（西田、一九九四、一九九五）、井上智勝（井上、二〇〇七、二〇〇八）などを挙げることが出来るが、本稿で検討する広島藩については、引野亨輔の業績がある。引野は、広島藩山県郡の神職集団に対する本所吉田家の影響を明らかにしたり（引野、二〇〇二）、広島藩山県郡、同豊田郡生口島を事例として、神社祭祀に関わる宗教者の在り方を明らかにする（引野、二〇〇四）など、近世の芸備両国における宗教者について緻密な分析を行った。

これらの研究では、近世という身分制社会において、四民（士農工商）以外の周縁的な身分に位置する神職が、神社祭祀という特殊な役を執行することに伴う特権を保持するため、どのような権力を頼り、集団化を果たしたのか。また、どのようにして自らの職掌と結びつく烏帽子・狩衣という身分表象を保持し、他の集団との差別化を図ったのかなどに焦点が当てられてきた。このような「身分的周縁」論の方法は、渡辺恒一により、ある社会的存在を、その存在が属す集団の内部だけでなく、外部の他者も含めた社会的諸関係の総体のなかで、関係論的に分析することだともまとめられている（渡辺、二〇〇〇、六）。

筆者は、こうした新たな研究視角を踏まえ、中近世の備後奴可郡にお

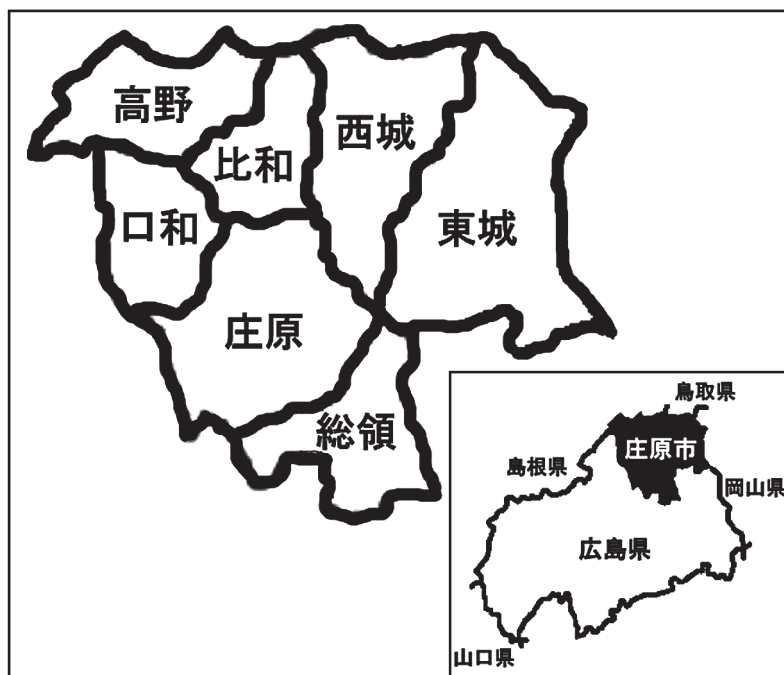


図1 広島県庄原市概略図

いて、神職が外部の他者と関係を構築することで、いかにして「社家衆」と呼ばれる神職の同業者集団を編成し、それが時代の変化に応じてどのように変遷していったのか。また、神職をはじめとする神社祭祀の関係者間に形成された階層の実態と、その背景にある地域的な神社の社格（内部の論理）の存在を明らかにしていきたい。その際には、神社の社役（神職としての身分）が誰により安堵されるか、神職がどのように名乗るのかという点に注目して考察していく。

なお、歴史資料においては、神祭祀を司る男性宗教者は、神主、社司、

禰宜、社人などさまざまな呼称で記述されている。本稿では、こうした資料用語を最大限尊重したいと思うが、これらの宗教者を総括して述べる際には、総称として「神職」という用語を使用することとする。

## 二・中世末における備北地方の神職

### 二・一 備後一宮からの認証

中世末の備北地方において神職として活動するには、備後国一宮である吉備津神社と在地社会における領主権力の双方から認証されることが必要であった。

先行研究者の畑中誠治は、備後一宮に国中の神職が一堂に会する座直りの神事に奉仕することが、在地における神職の身分・職掌を保証することにつながっていたと指摘している（畑中、一九六三、二六四）。管見の限りこの神事については、畑中のほかに、同じ研究グループに属していた河合正治が言及した（河合、一九六三、二八）だけで、十分検討されていない。そのためここからは、筆者が知り得た資料に基づき、備後一宮における座直りの神事の全体像を可能な限り明らかにしていきたい。

庄原市比和町比和山八幡神社蔵『久光家傳之筆紀<sup>(1)</sup>』の「神職相統之次第」には、以下の記述がある。（資料の引用に際し、正字体は通行字体に直した。また、読解のため私に読点を付すとともに、傍線及び傍点を付した。以下同じ。）

中昔ノ比社家共吉田官未セザリシ比ハ、一宮官ト云イテ当国一宮ニテ官ヲ定、或ハ一世ニ一度一宮ノ嶋町ト云所ニテ座ニ付ト云テ儀式アリ、

冊子態の資料の表紙には、貞享四（一六八七）年と記されている。この年から天明七（一七八七）年までの事象が編年で書き継がれていること

より、本資料は近世中期の資料だと考えられる。ここでは、当時主流になつていた京都の吉田家から神道裁許状を取得し、官位を得ることで神職として認証されることになぞらえ、かつての状況が説明されている。それによると、一代に一度備後一宮で開催される嶋町の神事（座直り）に出席し（座に付き）、備後一宮から官位を取得することで神職と認められることがあつたようである。

こうした事情を証する資料が、比和町三河内八幡神社の社家を代々務めてきた井西家に残されている。天正二（一五七四）年に在地領主の三河内通只、通亮から発給された「三河内通只同通亮連署宛行状（折紙）」からは、備後一宮の座直りに出席することが在地においてどのように評価されていたかを理解できる。

以上

井西宮役儀、其方相勤候、当国於 御一宮座敷有之事候、可有其心得候、仍而如件、

天正二年

三河守

九月五日

通只（花押）

治兵衛尉

通亮（花押）

（広島県、一九七八、九七二）

在地領主の三河内氏は、一宮の座直りにおいて座敷（出席する権利）を保持することを、在地での宮役を務めるうえで得心を持つ状態だと評価していた。座直りに出席し備後一宮から認証を受けることが、神職として活動するうえで必要とされていたのである。

それでは、備後一宮における座直りの神事は、何時どのように行われていたのだろうか。まず、福山市新市町宮内の吉備津神社蔵「備後吉

備津宮由緒書上覚書」（宝暦五・一七五五年）を確認する。

一、御社之儀ハ一国一社之事、依之備後国拾四郡惣氏、就中、御宮急御用之節は、近郡故、品治郡・芦田郡両郡として、相勤申候事も御座候事、

一、右拾四郡之大氏故、毎歳十月御祭礼之節は、国中之欄宜、御境内、嶋町・国町ニおゐて銘々定座を構、神事相勤来り申候事、

（神道大系編纂会、一九八六、四七二）

備後一宮の吉備津神社は、備後国内一四郡の惣氏神（大氏神）を自称していた。それ故、毎年一〇月に開催される御祭礼では、備後国（一四郡）内の村々で活動する神職が一宮へ参勤し、嶋町・国町と呼ばれるところで座直りの神事が行われていた。備後国の一宮（惣氏神・大氏神）であることが、領域内の神職を支配することにつながっていることがわかる。品治郡向永谷村の庄屋馬屋原重帯が、文化五（一八〇八）年に完成させた備後全域の地誌である『西備名区』には、「吉備津宮祭式畧」として以下の記述がある。

一、此日（※筆者註 一〇月一七日）嶋の町・国の町の大祭。嶋の町は、有地神職注連頭小田清真太夫支配にて、国中の神職悉く集り勤む。往昔より小田氏十四郡神職頭として支配し、国中神職集り勤めり。若此神祭に不参の者は過怠あり。（中略）嶋の町も元芝居にて大舞台をすへ御幣三本、掛鯛、掛鳥、掛布杯かけ並べ祭祀す。国の町は唯御幣一本のみにて飭物なし。嶋の町の神事は、古へ国司より祭典の式なりと言ひ伝ふれども、其始りたる年紀分明ならず。顧に 水野候の時、小田氏を以て当国社家頭として着座第一に命ぜられしかは、古の例を以て、其頃より小田氏支配とはなりしにや。（中



略) 嶋の町は元芝居に荒こもを敷、勤られしが、今は其四方にかつら石を置たり。(中略) 宝曆、明和の比迄は、国中の社人、嚴重に参集せしが、色々に難渋せし(ママ)め追々参勤怠り、奥方芸州御領の遠所は、往返の雜費に難渋し、又は注連内の論により、今は古への半に及はず。小田の注連内も又是につれ、彼につれ、漸く神事つとむるのみ。神人のおとろへ、いとなげかし。

(得能正通編、一九三二、二〇七)

備後一宮の吉備津宮における年中行事の一つとして、一〇月一七日に開催される嶋の町・国の町の大祭が挙げられている。この記述と同書に収録されている「島之町之図」によると(得能正通編、一九三二、二〇八〜二〇九)、神社内の元芝居と呼ばれる場所の四方に四本の竹が立てられ、その真ん中に舞台が設けられた。舞台には、御幣のほか、御神酒や鏡餅、鯛や鳥、布などの供物が並べられ、その周囲に備後国中から参勤した五〇名を越える神職が居並んで、嶋の町の神事(座直り)が行われた。この神事を差配したのが、下有地村在住で備後一四郡神職頭の小田清真太夫だとされている。『西備名区』の芦田郡下有地村の項には、産土社の良神社に関して以下の記述がある。

#### 産社、良神社

上下有地、相方の産社なり。天正年中、有地美作守隆信、勧請造営す。能宗氏を以て神主とせり。今は小田氏支配たり。小田氏は元吉備津宮神官にて、宮内三太夫の一人にして吉備津宮神事に与り、十四郡より初穂を納り、元本州一円の注連頭として、世系家譜に連綿たり。神務繁茂にして一人の勤務にては行届き難き故に、芸藩封内は其処々に小注連頭を立て分けて支配を免し、福藩封中も又数に分けて掌せしめ、今領する処、神石郡、甲努郡、芦田郡、品治郡、

沼隈郡、安那郡等の内、所々にあり。(中略)

其系 嵯峨天皇より起り世系連綿として今に至れり。水野日向守勝成朝臣、宮内邑吉備津宮造営遷宮に小田又左衛門太夫道末といふ人を社家頭として、座列第一に仰付られしより(後略)

(得能正通編、一九三二、二〇〇)

上・下有地村の産土社である良神社は、天正年間に勧請され、能宗氏を神職としたが、この当時は小田氏が神職を務めていた。もともと小田氏は、吉備津宮の神職である「宮内三太夫」の一人として、吉備津宮の神事に関わるとともに、注連頭として備後国一四郡すべての神職を支配していた。しかし小田氏は、業務繁忙のため一人では任を担いきれなくなつたので、備後国の領域のうち広島藩(芸藩封)の八郡は各地に小注連頭を置いて支配を任せ、自身は福山藩(福藩封)の六郡を支配しているのだという。こうした卓越した地位は、吉備津宮の鎮座地である品治郡宮内村が属す備後福山藩の初代藩主水野勝成により命じられたものなだとされている。

さらに、福山藩の儒官菅茶山が文化六(一八〇九)年に編纂した『福山志料』の下有地村の項にも、小田氏についての記述がある。

此村の神官小田氏は、代々吉備津宮の神職にて福山領禰宜の司也。禰宜にしへは吉田官といふことなく、いづれも自官にて、その官職をはその家よりゆるし侍り。その例にて、いま以て神職のもの、名をば、此家にて名つけ、ると云。

今按ニ、他郡神職多クハ吉田ニテ官ヲウケ国名等ヲ授カルコト、今ステ二年久シ。此家ヨリ定ムルコトイツノ頃ナルヤ。(後略)

(菅茶山(晋帥)編、一九一〇b、九)

福山藩内の神職（禰宜）は、京都の吉田家から神道裁許状を得て官位を取得する以前には、福山藩における神職の頭役を務める小田氏から官職を許されていた。そのため、現在でも小田氏から名前を得て神主として活動を行う者がいるという。この記述は、福山藩土宮原直御が元文四（一七四一）年より三〇余年にわたって記した『備陽六郡志』の引用であり（得能正通編 一九二八b 一五七）、近世中期の状況を伝えている。その後、昔による「今按二」との注釈によると、文化年間には吉田家から国名などの官途・受領名を受けることが主流で、小田氏から名前を得ることはほとんどなくなっていた。

以上の記述から、備後国内の神職は、備後一宮で開催される座直りの神事（嶋町・国町）に参勤し、神職として活動していくための資格を取得していたことがわかった。こうした慣行は、中世末には行われていたことが推測され、その後宝暦・明和（一七五一～一七七二）の頃までは、ある程度維持されたと思われる。これ以降になると、資格の取得先が備後一宮から京都の吉田家へと変わることが多くなっていった。

しかしながら、これらはあくまでも近世期の資料であり、近世的な価値観に基づいて記述されている。そのため、これらの記述を理解するには、中世末から近世にかけての吉備津宮と備後国内の政治体制の変動を踏まえる必要がある。

備後一宮の吉備津宮は、戦国期の混乱のなかで社殿が焼亡し、一旦廃絶した。そのため、中世期の祭祀組織や祭礼の実態が判明する資料は残されていない。それに加え、中世末に広島城を居城として中国地方一帯を支配するとともに、社領を寄進するなどして吉備津宮を保護した毛利輝元は、慶長五（一六〇〇）年の関ヶ原の戦いで敗戦後、防長二国（長州藩）に転封された。その後毛利氏に代わり、芸備両国の太守として福島正則が広島城へ入府する。しかし福島正則は、洪水で損壊した広島城を無断改修した咎により、元和五年（一六一九年）に改易される。その

結果、広大な領地は分割されて、安芸と備後八郡の広島藩と、備中西南部と備後六郡の福山藩が設けられた。つまり、中世において備後一宮の勢力範囲であった備後国が、近世になると広島藩と福山藩の二つに分けられたことになる。

また、初代福山藩主の水野勝成は、荒廃していた吉備津宮の復興を行い、社領を寄進するとともに、慶安元（一六四八）年には社殿の造営を行った。その際には、新たに神宮寺が設けられ、神宮寺を中心にして祭祀組織が再編成された。福山市新市町宮内吉備津神社蔵の「吉備津宮差出帳」（宝永八・一七一一年）には、神社組織の成員として五八名の名前が挙げられている。具体的に見ていくと、所司（神宮寺別当が兼職）以下、所司長・宮司幣取（六人）・所司（七人）・供僧（八人）・巫司・巫（六人）・楽人（七人）のほか、役人・馬衆・茶番・火明・大工などの神人の後に、払社<sup>②</sup>として小田主殿・黒瀬山城・小高佐渡の三人が記されている（新市町史編纂委員会編、二〇〇二、一九六～二〇〇）。近世の吉備津宮の組織における小田氏の地位は、非常に低いことがわかる。

『備陽六郡志』によると、小田氏は、吉備津宮の所在する宮内村から見て南方の芦田川を挟んだ対岸に位置する芦田郡上有地村・下有地村・相方村の産土社である良大明神などの神職（禰宜）として、下有地村に居住していた。また、同じ職掌の黒瀬・小高氏も、宮内村の東隣に位置する上・下安井村に所在する諸社の禰宜を務めていた（得能正通編、一九二八、三〇九～三一三）。このように払社の者たちは、吉備津宮での神役から得られる収入だけでは生活出来ず、禰宜として近隣村落の神社祭祀を担うことで、生計を立てていたと思われる。このように小田氏は、近世の吉備津宮の祭祀組織においては末端に位置づけられていたが、その由緒から神職注連頭として備後国内の神職を支配し、国内の各地から神職が参勤して開催される座直りの神事を差配していた。

注連頭の小田氏は、近世社会においてこうした二律背反の状況に置か

れていたが、備後一宮を後盾とする小田氏の権威は、奴可郡では近世中期でも機能していた。庄原市東城町戸宇神社朽木家には、「神役相定之事」（享保二年・一七一七）という資料が残されている。この資料は、奴可郡戸宇村の氏神八幡宮・一宮宮（現戸宇神社）の社家である「宮脇」朽木家の当主朽木山城が、息子の朽木豊後を「宮脇」朽木家の跡継ぎにするとともに、新たに分家として「宮本」朽木家を創出し、息子の朽木但馬に継がせる際に作成された資料である。資料中に「当村社社役両大夫中分ケ之証文」とあるように、戸宇村における氏神祭祀や村方祭祀などの社役の分担、初穂の配分などに関する、両社家が交わした誓約書である。この誓約書の末尾には、当時の村役人や同村に住む朽木家の分家たちの署名とともに、「宮内一宮神主 小田主殿頭」の署名がある（東城町教育委員会、一九八二、七七三～七七四）。広島藩奴可郡の社家が、福山藩領に所在する備後一宮の小田氏に承認を求めるという特異な事例からは、近世以前から続く備後一宮の権威が、近世中期の時点でも一定程度意味をなしていたことがわかる。

以上より、中世に淵源を持つと考えられる備後国一宮の権威や機能が、近世における広島藩と福山藩という二つの政治体制が構築され、新たな吉備津宮の祭祀組織が編成されたことと、京都吉田家の神職支配における影響力の拡大により、変容していったことが明らかになった。座直りについては、一次資料がないため、近世の二次資料に拠らなければならなかったが、中世末から近世中期にかけては、神職の職分を保障する装置として機能していたことが判明した。

さて、本稿で焦点を当てている備北地方の神職は、何時から何時頃まで備後一宮の座直りへ参動していたのだろうか。『福山志料』には、応永元（一三九四）年の「座直り古図」が収録されており（菅茶山（晋帥）編、一九一〇、一五）、ここに見える「たらし」は、奴可郡川西村八幡神社の社家を示していると考えられている（東城町、一九九九、四二八）。

また、古図中の「たかの山」に比定される恵蘇郡南村八幡神社堀江家には、年不詳の「当国一宮神事座次第」が残されている（堀江、一九九七、四六）。さらに、『福山志料』に収録されている宝永五（一七〇八）年の「島之町之図」には、奴可郡内の社家として久代村・福代村・戸宇村・川鳥村・西城の社家が確認でき、「国町之図」には「東城多羅王」として川西村八幡神社の社家の存在が見える（菅茶山（晋帥）編、一九一〇、一二～一四）。

このように備北地方の神職は、南北朝時代末から近世中期まで、備後一宮における座直りに参動してきたと思われる。座直りは、時代の変遷のなかでその形態を変化させてきたが、中世末においては、備後国内の村々で宗教活動を行う神職の職分を保障する意義を有していた。

## 二、二 在地領主からの認証

中世末の備北地方においては、備後一宮という地域社会の外部から社役の認証を受けるだけでなく、在地領主からの社領や社役の安堵を得ることが肝要であった。そのため、奴可郡の隣に位置する恵蘇郡の社家には、中世後期に在地領主から宮役・社役を安堵された書状が多数残されている。たとえば、比和町三河内八幡神社井西家には、在地領主の三河内通忠、通亮から発給された宛行状が残されている。

今度神左衛門至大屋被退転候へ共、子細候而召帰候条、井西の大夫別当役并屋敷共二末代無役二預ケ進之候、為永代仍如件、

天正十七年十一月十七日 通忠（花押）

神左衛門 （広島県、一九七八、九七三） 通亮（花押）

本資料によれば、当時井西氏は、なんらかの理由で本貫地である恵蘇郡



三河内から山（防地峠）を越えた奴可郡大屋まで退転していたが、三河内へ帰還する際に領主から当地における「大夫別当役」と「屋敷」が永代安堵されている。

また、庄原市山内町本郷良神社の社家を代々務めてきた児玉家には、戦国期における有力国人領主の山内隆通から発給された天文一七（一五四八）年の書状が残されている。良神社が所在する本郷には、元享年間（一三二一～一三三四）以来、恵蘇郡のほぼ全域を占めた地毗庄の地頭や備後国守護代を務めてきた山内氏の惣領家が居住した甲山城があり、良神社は居城守護の役割を果たしていた。惣領家と強く結びついた良神社の社家は、中世末には惣領家の領内（恵蘇郡と三上郡の一部）社家筆頭役を務め、近世初期にも恵蘇郡山内組の社家筆頭役を務めるなど、備北地方における有力社家の一つであった。

丑寅遺跡并大夫職之事、任直通一行之旨申付候、不可有相違候也、  
恐々謹言、  
天正十七  
十二月十四日 隆通（花押）

澄澤九良左衛門尉との（広島県、一九七八、九八三）

ここでは、良神社に関する「遺跡」と「大夫職」を澄澤九良左衛門尉が継ぐことを、先代の山内直通が認証したのに続き、新当主の隆通も安堵している。

このように、神社の社役を務めるには、神社の所在地を治めている在地領主から認証を受ける必要があった。

さらにここで、資料に出てくる「大夫」という単語に注目したい。備北地方では、中世末から近世初期にかけて、神社の宮役のことを「大夫別当役」「大夫職」と呼ぶ場合があったことがわかる。「大夫」という単語が、神職の立場を表す言葉として通用していた。こうした事情は、高

野町南大宮八幡神社堀江家<sup>③</sup> 蔵慶長一三（一六〇八）年の「恵蘇郡社家衆掟之事写」からも読み取れる。この資料には、恵蘇郡（二四名）と三上郡（六名）の社家衆が連署しているが、「大くほの安久代小かけ」「高の内小用ノ宮本」という不明の二名以外は、「志も原の民部大夫」「三河内の右京大夫」など「〇〇大夫」を名乗る一三名、「かみむらの物申」など「物申」を名乗る二名、「たかの山堀江金次郎」「山王さつ平の惣左衛門尉」など俗名を名乗る一三名に分けられる（堀江、一九九七、一〇三～一〇五）。ここに挙げられた名前を見ると、起請文の宛先である現庄原市本郷良神社の火矢廻大夫、後に恵蘇郡内伊与組注連頭を務める現比和町比和八幡神社の神祇大夫などの有力社家も「大夫」号を名乗っていた。

中世末から近世初頭にかけての資料からは、備北地方における神職を示す単語として「神主」「社人」「太夫」「大夫」「法者」「物申」などさまざまな名称が見出せるが、なかでも「太夫」「大夫」と称する事例が多い。備北地方で「太夫」「大夫」号を名乗る宗教者は、各地を遊行し芸能や祭祀を行って生計をたてる下級宗教者というわけではなく、荘園や郷の鎮守として在地領主から寄進を受ける大きな神社の神職も含んでいた。こうしたことが備北地方における「太夫」の特徴である。そのため筆者は、備北地方における中世末から近世初期の神職を捉える言葉として、先行研究者の岩田勝が注目した「法者」（岩田、一九八二、一九八三）ではなく、「太夫」を用いるべきだと考えている。

以上のように、隣の恵蘇郡に関しては中世の年記を持つ資料が多く残されており、先行研究者により多くのことが明らかにされてきた。それでは、本稿の考察対象である奴可郡ではどうだったのであろうか。

「国郡志御用ニ付下しらべ書出帳」（以下「書出帳」と略す）は、文政八（一八二五）年に広島藩が作成した地誌『芸藩通志』を作るため、藩内の村々に提出させた記録である。奴可郡には、文政二年に城下の国郡



志方に提出した控え三冊とともに、提出後から文政八年にかけて郡御用掛りで改訂された四一冊（郡辻一冊と各村四〇冊）が残されている。この資料は、当地域の歴史や民俗を研究するうえで欠かすことができない貴重な資料の一つである。小奴可村から差し出された「書出帳」には、東城町小奴可奴可神社の神職を代々務めてきた中島家について、以下の記述がある。

一旧家 社人日向

委敷書記者無御座候得共、往古の神職相務旧家ニ御座候、此先キ書写之通、古ひたる書持伝居申候、其外百年位之家ハ御座候得とも、格別之書画之類無御座候ニ付書上不申候、

堅紙

小奴可奥分并里分・湧喜・小鳥原之事、如前々可勤者也、依如件

天文四年 二月二日 高盛〔花押〕

柴野善左衛門殿

小奴可奥里両社当役之儀、自分之任持来候間、井嶋神左衛門申付候前々筋目之事ニ候間、可相堅勤、并由来・小鳥原領中之事ハ可任其身者也、一筆如件、

享保元戌子十一月廿日 歳親〔花押〕

中嶋神左衛門殿

折紙 文字難分り

永正十四年 十二月十三日

右之通御座候、以上（東城町、一九九四、二二八）

天文四（一五三五）年の書状では、奴可郡一帯を支配していた在地領主

の宮高盛と思われる人物が、小奴可・油木（湧喜）・小鳥原における社役を安堵している。ただし、文書の発給を受けている柴野善左衛門が、現在まで続く社家である中島家の人物とどのような関係にあるのかは明らかではない。二つ目の享保元（一七一六）年の資料であるが、享保元年は丙申であり、これは戌子にあたる享禄元（一五二八）年の誤記ではないかと思われる。ここでも、中島神左衛門家が、小奴可・油木（由来）・小鳥原領内における社役を代々務めること（筋目）が認められている。他にも永正一四（一五一七）年の文書もあったようだ。現在中島家これらの資料は残されていないため、近世後期の地誌に採録された記録であるが、当時の消息を推測させる貴重な資料として評価できる。

ほかに、中世末における神社と在地領主との結びつきを示す資料としては、各神社に残された棟札がある。たとえば、東城町戸宇神社蔵の天正六（一五七八）年の棟札には、在地領主の宮智盛と代官田辺藤藏人盛利の名前が見える。その他の奴可郡内に残されている中世期の棟札にも、大檀那として源姓や藤原姓を持つ者が名を連ねており、在地領主やその代官など支配者層の武士が、神社を経済的に支えていたことがわかる（東城町、一九九四、一〇四～一一〇）。わずかな資料しか提示できていないが、奴可郡でも、在地領主が領内神社の社役を安堵するという構図があったことが想定される。

その後、宮氏や山内氏など中世の在地領主たちは、多くが主君である毛利家の防長二国への転封に伴いこの地を離れた。新たに芸備両国へ入府した福島正則は、慶長六（一六〇一）年に領内の検地を行い、村切りによる近世村の創出と社領・寺領の没収を行った。こうして神社祭祀を支えてきた従来の経済基盤が崩壊したため、神職たちは近世村に居住する百姓層に門戸を広げ、彼らを取り込みながら神社を経営していくようになったと思われる。こうしたことは、郡内の神社に残された棟札の記述からも裏付けられる。中世期の棟札には大檀那として在地領主の名前

のみ記される場合が多かったが、近世になると願主や施主として庄屋や組頭など複数の村役人の名前が記されるようになった。

### 三．近世における奴可郡の神職と京都吉田家

寛文五（一六六五）年に幕府から諸社禰宜神主法度が発布されると、奴可郡でも京都の吉田家から神道裁許状を得る社家が増えていく<sup>(4)</sup>。たとえば、寛文八（一六六八）年に奴可郡戸宇村（現東城町）の社人枋木佐兵衛は、戸宇村の氏神社である八幡宮一宮宮の官として受領し、枋木山城掾藤原秀久を名乗った（東城町教育委員会、一九八二、一八二）。また、森村白鬚神社の社人中島定盛は、寛永二〇（一六四三）年に雅楽丞、川鳥村の八幡神社の社人中島重久は、寛文五（一六六五）年に和泉正を吉田家から得ている（中島、一九四二、一四、一八）。

こうした状況は、各神社に所蔵されている棟札からも伺える<sup>(5)</sup>。西城町中野八幡神社に蔵される寛永一八（一六四二）年の「八幡大菩薩宮再興棟札」には、神職の名前として「民部太夫并白根次良右衛門尉諸社人等」と書かれているが、四〇年後の天和元（一六八一）年に作成された「八幡大菩薩宮再建棟札」には、「神主伊藤山城尉房次」と記されている（黒田、一九九三、三九）。中野村から差し出された「書出帳」の神祠の項には、八幡神社の抱社人を務める伊藤豊前について、「先祖右工門ヨリ次良四郎迄五代無官六代目民部の代ニ吉田表ニテ致官職豊前迄十一代神職相統仕候」（西城町教育委員会編、二〇〇五、二九七）とあり、寛永年中の棟札に出てきた民部が伊藤家の人物であることがわかる。八幡神社の神職を代々務めてきた伊藤家の人物は、民部太夫から、神主・大宮司として官途・受領名を名乗るようになった。

また、西城町大佐天戸神社に蔵される元禄六（一六九三）年の「天戸神社再建棟札」には、神主五兵衛清次と幣頭弥五左衛門の名前が見えたが、享保六（一七二二）年の「天戸神社再建棟札」には、神主御崎丹波守正重、

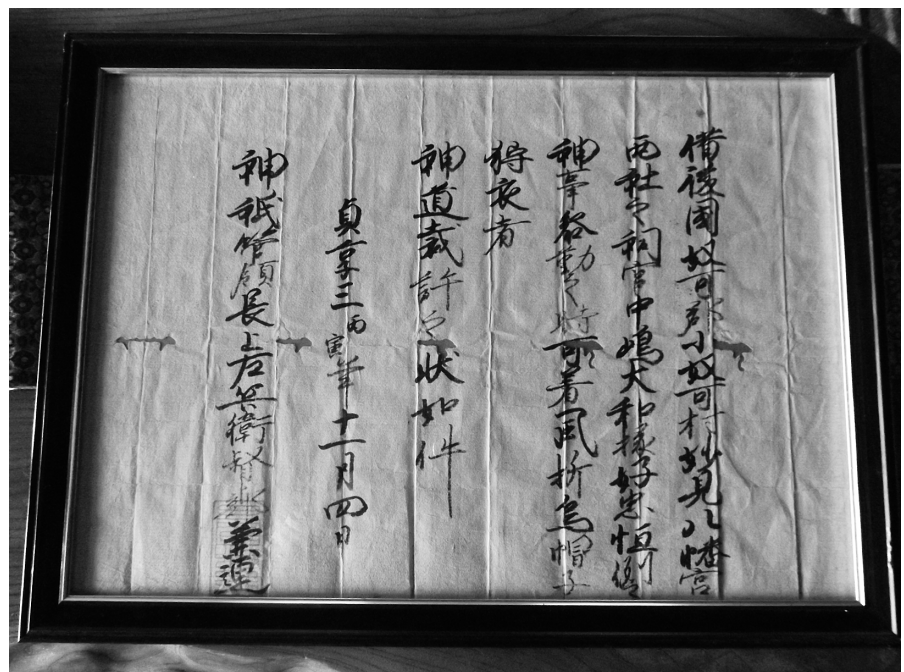


図2 東城町小奴可奴可神社中島家蔵「神道裁許状」（貞享三・一六八六年）

幣頭御崎伊勢守正次、御崎京右衛門正信が出てくる（白根、一九九六、二）。元禄年間の「神主」と「幣頭」は、俗名を名乗っていたが、享保年間には吉田家から取得した官途・受領名を名乗るようになっていた。

さらに、西城町入江尺田熊野神社に蔵される宝永四（一七〇五）年の「熊野新宮再建棟札」には、「願主太夫岡崎但馬守」と記されているが、この「太夫岡崎但馬守」とは、六年後の正徳元（一七一一）年「熊野宮再

建棟札」における「社人岡崎但馬長繁」のことだと思われる（黒田、一九九〇a、三三三）。ここでは、従来の「太夫」という名称と新たに取得した「但馬守」という受領名が同居しており、過渡期の一例として興味深い。このことより、「太夫」という言葉が、近世中期においても神職のことを表す名詞としてわずかに機能していたことがわかる。

こうした事例からわかるように、一六五〇～一七五〇年の間が、吉田家の影響がこの地域へ全面的に浸透していく時期であった。それに伴い「太夫」という名称は、近世中期以降の資料からほとんど見えなくなる。

このように、この地方の神職が〇〇宮の「祀官」として身分を確立する例は、時代を下るにつれ増え、近世中期には、ほとんどの社家が、京都の吉田家から神道裁許状を得るようになっていた。こうした状況は、庄原市東城町戸宇神社朽木家蔵「神祇道御制儀 写」（延享五年・一七四八）からうかがえる。この資料の末尾には、奴可郡内で「社家」と認識されていた者たちの名前が記載されている。（資料を翻刻するにあたり、紙幅の関係上、郡中社家衆中として挙げられている人名の部分に関しては、資料中の改行を／で示した。）

（前略）

延享<sub>辰</sub>年五月

鈴鹿筑前守

鈴鹿周防守

備後奴可郡注連頭役

伊藤二冊主殿

右之通御借用し写<sub>御</sub>并制儀順達仕候已上

伊達日向

辰八月 岡崎三河

伊藤二冊

郡中社家衆中

白根豊後／瀬尾撰津／伊達筑前／津田若狭／御崎山城／同名因幡／松尾撰津／中嶋河内／堀井加賀／中嶋安房／同名主馬／木山出羽／高尾左京／<sup>須?</sup>熱田長門／須田豊前／高尾薩摩／廣田土佐／同名因幡／高尾美濃／朽木対馬／金丸和泉／後藤讃岐／同名丹波／金丸筑後／後藤山城／同名伊右衛門／神部薩摩／同名筑前／朽木豊後／同名但馬／高尾播磨／若林若狭／田邊薩摩／木村伊豫

京都の吉田家の家老鈴鹿家から、備後国奴可郡の社家衆へ触れがなされ、郡内の社家間で順達されていた。ここには合計三七名の名前が挙げられているが、後藤伊右衛門以外は、すべて官途・受領名を名乗っており、この時点で郡内の神職のほとんどが、吉田家から神道裁許状を取得していたことがわかる。引野が紹介している広島藩山県郡の事例では、延享二（一七四五）年当時山県郡内で活動していた二二名の神職のうち、受領・官途名を名乗るのは七名のみで、八名が太夫号を名乗り、七名は俗名を名乗っていた（引野、二〇〇二、一〇）。こうした事例と比べると、奴可郡は驚くべき多さである。

また、郡中社家衆中として列挙されている者たちとは別に記されている三人の社家に注目したい。中野村の伊藤二冊、入江村の岡崎三河、大屋村（もしくは中迫村）の伊達日向は、奴可郡全域の社家組織における頭役を務めていた。こうしたことは、西城町入江尺田熊野神社に蔵される宝暦三（一七五三）年の「三ノ宮修復棟札」に、「郡注連頭伊達齋宮幸富 同当神主岡崎参河久次 同伊達日向幸次」（黒田、一九九〇b、四二）とあることからわかる。奴可郡の注連頭は、奴可・三上両郡をまとめる代官所が置かれた西城町に近い三社家が務めていた。

こうした郡毎の社家筆頭役は、延享元（一七四四）年の宇佐宮・香椎宮奉幣使派遣に端を発した、吉田家による地域神職支配の深化のなかで



生まれたものだという指摘がなされている（引野、二〇〇三、一五）。これ以降、現在の広島県の多くを領域とする広島藩では、藩内神職の「惣頭役」を務める広島城下の白神社社家野上氏（しらかみしや）の下に、各郡には一、二名の「注連頭役」「幣頭役」が設けられて、各郡の神職を統括する体制が形作られた（引野、二〇〇三、井上、二〇〇八）。

近世後期の資料であるが、東城町川東小田家蔵『郡務拾聚録 地巻』<sup>〔6〕</sup>に収載されている「郡中社人筆頭役」から、奴可郡の社人筆頭役が広島城下の白神社より任命されていたことがわかる<sup>〔7〕</sup>。奴可郡の社人筆頭役は、中野村八幡神社の伊藤家、川西村八幡神社の後藤家が務めることが多く、近世後期にはこの二家が代々世襲する状態であった。また、「上京之節野上陸奥守添書之義御触態申遣ス」（天保一四・一八四三年）によると、奴可郡と三上郡の神職が、神道裁許状取得などのため本所吉田家へ上京する際には、郡役所から発給される添状に加え、惣頭役である野上氏の添状も必要とされていた（東城町、一九九四、二二〇七）。このように近世中期になると、前節で明らかにした備後一宮の権威を背景として備後国を単位とする中世的な神職統制は弛緩し、広島藩による近世的な神職の支配体制が確立していった。

以上これまで見てきたことを小括すると、備北地方において社役の安堵は、中世には備後一宮において開催される座直りへの出席と、在地領主などからの宛行状の発行により行われていたが、近世になると京都の吉田家から神道裁許状を取得することにより行われるようになった。それに伴い、神職の職名・立場を表す言葉として「太夫」という言葉が公の資料に現れることはなくなり、吉田家から取得した官途・受領名が名乗られるようになる。

#### 四 近世奴可郡における神職の組織・階層

##### 四 一 神社祭祀の関係者間の階層

近世中期以降、吉田家から神道裁許状を得た者とそうでない者は、神社の祭祀に関係する社人のなかで明確に違いが意識されていた。奴可郡未渡村から提出された「書出帳」の風俗の項には、氏神社の祭祀に係る二つの立場の存在が記載されている。

九月 氏神御祭礼月二而、先ツ初九日前段載申宮内天王御祭礼、十九日本郷八幡宮、廿五日土生天満宮祭礼、右三社村中一統氏神二而三社人を抱、其宮引受ハ勿論何れも集会仕、吉田殿裁許之官被二而御神祭り、其外鍵取之地主、三人羽織・袴二而立会申、村役人共御供仕、御神楽・御幸之御神事任恒例二申候（後略）

（※傍点筆者による）（東城町、一九九四、四八九）

未渡村には、村内の谷（小地区）毎に一社ずつ合計三社の氏神社があり、それぞれ三人の祠官と鍵取が定められていた。「書出帳」の神祠の項によると、京都吉田御殿配下の祠官として若林大隅・田辺伯耆・木村権頭、鍵取の地主として百姓の嘉右衛門・佐太郎・市左衛門の名前が挙げられている。彼らが集って執行された氏神社の祭礼では、吉田殿裁許之官が御神祭りを行い、鍵取の地主は神事に立ち会うのであった。村役人と共に神事に立ち会う鍵取の地主は、羽織袴を着ていたと書かれており、おそらく風折烏帽子と狩衣を着用したであろう吉田殿裁許之官とは、服装の違いにより身分と職掌の違いが明示されている。管見の限り、鍵取を神主と捉える記述はこの資料のみだが、鍵取はあくまでも地の神主（地元でしか通用しない神職）であり、京都で吉田官を得て公的に認証された神職（社家衆）とは区別される存在であった。

文化元（一八〇四）年に割庄屋から郡役所へ提出された「奴可郡村々



社人并鍵取火灯掃除人名前改帖（以下「名前改帖」と略す）には、奴可郡内の村々に所在する氏神社を抱える社人の名前と、鍵取や掃除人を務める人物の名前が記録されている。この資料を見ると、吉田官を持った社家の人間が鍵取を兼ねる場合と、社家のほかに鍵取百姓が設けられている場合の二種類があった。「名前改帖」では、奴可郡内の社人が抱える神社として九五社挙げられているが、そのうち百姓が鍵取を務めているのは九社だけである。鍵取<sup>⑧</sup>も神社祭祀の関係者の一人であったが、あくまでも祭祀を担う当事者ではなく、その影響力は限定的で、神事を執行することが出来るのは、吉田家から神道裁許状を得た社家の人間だけであった。

また、吉田家から神道裁許状を得た神職たちの間にも、家格に基づく上下関係があったようである。たとえば、中野村の氏神である八幡神社の抱社人伊藤豊前は、配下として入江村在住の禰宜津田豊後、栗村在住の禰宜瀬尾対馬を支配していた（西城町、二〇〇五、二九七）。また、入江村尺田の熊野神社には、抱社人の岡崎山城に加え、棚守職の荒木浪穂と、下社人の稲倉田宮が存在していた（西城町、二〇〇五、三三二）。他にも、森村の白鬚大明神には、抱社人の中嶋河内のほか、下社家として森村在住の中嶋右門が（東城町、一九九四、一一九四）、加谷村在住の高尾遠江は、加谷村・内堀村・所尾村にそれぞれ所在する三社の氏神の抱社人を務めるとともに、内堀村在住の須田山城を配下にしていた（東城町、一九九四、二五七）。これらの名前を見ると、下社家のなかには、神道裁許状を取得し官途・受領名を名乗る者と取得せず俗名を名乗る者がいたことがわかる。さらに、入江村から提出された「書出帳」の神祠の項には、棚守職の荒木浪穂が先年より「烏大夫」と称していることが記録されており（西城町、二〇〇五、三三二）、裁許状を取得していない者が、前代の「太夫」号を名乗って宗教活動を行っている点が興味深い。

こうした有力な社家とその配下である下社家との関係を、「名前改帖」

と「書出帳」の記述により確認していきたい。川鳥村の氏神社である宇佐八幡宮の抱社人中嶋因幡は、川鳥村宇佐八幡宮・田殿村天満宮・保田村正八幡宮・山中村国師大明神という四社の社役を抱えるとともに、下社家の左仲・右仲・（沢田）越後を支配していた（東城町、一九九四、一一九四）。このうち、山中村国司大明神に関する記事には、以下の記述がある。

山中村 抱社人当村  
一 国司大明神 沢田越後跡

鍵取火灯掃除等相束仕来り御座候得共、越村二御座候二付、当時鍵取火灯掃除等之義、山中村百姓友三郎相勤申候、尤越後病死後未相続人無御座、素合因幡下家二御座候処、山中村支配四代以前二譲り遣シ候故、当時因幡方二社役預り相勤申候（東城町、一九九四、一一九五）

一 神祠  
祭神 国司大明神  
祭日 十月九日 榎原・論田・多羅内・宝幸合祭之  
本殿 一字 舞殿 一字 鳥居

抱社人 祠官  
京都吉田御殿配下 川鳥村  
同入跡 当分預り  
京都吉田御殿配下 中嶋因幡 沢田越後

但 因幡合六代以前仁兵衛合山中村社務沢田江譲渡ス、尤遷宮之時ハ川西村真言宗法恩寺立会来り二御座候

（東城町、一九九四、五四〇）

山中村の氏神である国司大明神の抱社人を務めていた沢田越後は、以前は鍵取火灯掃除等の役も兼ねていたが、山中村から遠く離れた川鳥村に住んでいたため、山中村の百姓友三郎が鍵取役を務めていた。沢田越

後が病死した後、山中村での社役を務める相続人がいなかったため、同じ川鳥村に住む中嶋因幡が山中村の社役を預かっているのだという。こうしたことになった訳は、中嶋因幡家が山中村における社役を沢田越後家へ四代（六代）前に譲ったからであり、沢田越後家は中嶋因幡家の「下家」であるからであった。

このように、神職が住む村から離れた遠隔地の神社の場合、日常神社の管理を行う鍵取職を現地に在住する百姓に任せたり、社役を自身の配下である下社家に任せた場合もあったようである。

#### 四 二 大氏神（大宮）と小宮

こうした下社家を持ち、複数の神社の祭祀を司る有力な社家の力は、何に由来するのであろうか。備北地方では、近世初期の村切りにより新たに生まれた村々にも一村に一つの原則で氏神社が設けられた。こうした近世村の産土社・氏神社は、「小宮」と呼ばれている。これとは別に、複数の近世村の住民を氏子とする「大氏神（大宮）」と呼ばれる神社も存在している。先に挙げた有力な社家は、広域な氏子圏を持つ大氏神の神社を抱えている場合が多い。大氏神とされる神社に関しては、さまざまな説があり一定しないが、昭和初期には以下のような言説があった。

往古奴可郡内六社ノ大氏神アリテ地方開拓ヲ守護セリト云フ（六社トハ入江村ノ熊野神社、大佐村ノ天戸神社、内堀村ノ杉戸神社、森村ノ白鬚神社、未渡村ノ天王社、久代村ノ天王社ナリ）

（内藤、一九四二、一七）

本社（川鳥村の八幡宮※筆者註）ハ元奴可郡三八幡（三八幡トハ中野村八幡宮、川西村八幡宮、川鳥村八幡宮ナリ）ノ一ニシテ川鳥村、森村、田殿村、菅村、山中村、始終村、未渡村、田黒村、八箇村ノ大氏ト稱シ遠近ノ崇敬厚ク八幡村ノ村名因テ起ル處タリ

（内藤、一九四二、一三）

これらの大氏神とされる神社は、近世村が成立する以前から存在していた、中世の荘や郷の鎮守社に由来していると考えられている（東城町、一九九四、九）。

このうち大佐村天戸神社は、大佐・八鳥・平子（以上現西城町）・保田・山中村の半分（以上現東城町）の五村を氏子とする「大氏神」でありつつ、所在地である大佐村の「小宮」でもあった。奴可郡平子村から差し出された「書出帳」の風俗の項によると、天戸神社の祭祀には、所在地の大佐村だけでなく、それ以外の氏下の村々からも氏子の参詣、祭祀への参列が行われていた。

○九月十九日、大佐村の大氏天戸大明神を祭りて村中餅を搗、惣祭として思ひく参詣いたし申候。右祭日八鳥村・平子村一年変り二居村祭祀の通りニして人数出し、右祭祀の行列ニ加り来申候

（西城町、二六三―二六四）

平子村の住民たちは、平子村内に鎮座する産土社の祭祀も一〇月中に行っていたが、それとは別に、大氏神である天戸神社の祭祀日には、村中で餅を搗き、思い思いに参詣していた。また、平子村と八鳥村は、一年交代で天戸神社の神幸行列に参加していた。鎮座地である大佐村の神幸行列に加え、他の村の行列も参勤させることは、天戸神社の社格の高さを示しただろう。

また、山中村から出された「書出帳」の風俗と神祠の項には、以下の記述がある。

一氏神祭礼ハ、九月十八日夕十九日大佐村天戸大明神を大氏と唱、

谷尻・福田・摩手ノ、右三ヶ所上組として参詣し、十月朔日ハ川西村八幡宮是も大氏と言伝候、

論田・樋原・多羅ノ内・鴨家・宝幸、此五ヶ所を下組之表祭として参詣仕候、

但村内ニ御鎮座神祠五ヶ所を先年より五ヶ年割ニいたし有之、譬ハ当巳年ハ国師大明神之当番ニ候ヘハ、祭日ハ村中分参詣仕候、年番ニ無之候得者祭日ハ引受之谷中計参詣仕候（中略）

右五社遷宮ニ者因幡立会来御座候得ども、川西・大佐両村之大氏社人ハ、祭礼又ハ遷宮ニ而茂是迄立会無御座候

（東城町、一九九四、五三七～五四一）

山中村では、平子・保田村に接する北西方の谷尻・福田・<sup>まその</sup>鯉野地区という上組の住民は、大氏神として大佐村天戸神社、それ以外の屯田・<sup>とんでん</sup>樋原・<sup>たらんち</sup>風防地・鴨居・<sup>たかのこう</sup>高甲地区という下組の住民は、大氏神として川西村八幡神社に参詣していた。このように同じ村の住民であっても、地勢の違いにより氏子となる大氏神が違ふことがあつた。

また、山中村内には村全体で祀る産土社は存在せず、樋原・屯田・風防地・高甲地区が祀る国司大明神、福田・谷尻地区が祀る若宮八幡宮、鯉野地区が祀る大黒天王社、鴨居・風防地・高甲地区が祀る塩平王社、屯田地区が祀る大歳荒神社という五つの神社が存在しており、それぞれ八月と一〇月に祭礼が行われていた。「書出帳」が作成された近世後期の時点では、遠く離れた大氏神への参詣は村内五社の当番制になつており、五社の氏子（引き受けの谷）が順番で参詣していた。たとえば、国司大明神が当番の年には樋原・屯田・風防地・高甲地区の氏子が川西村八幡神社へ、若宮八幡宮が当番ならば福田・谷尻地区の人々が、大佐村天戸神社へ参詣したと思われる。さらに、山中村内五社の祭祀や遷宮には、これらの社を抱える川鳥村の中島因幡が関わることはあつたが、上役に

あたる大氏神の神主が関与することはなかつたようである。

このように大氏神の抱社人は、氏下の村々から参詣する多くの氏子が奉納した供物や賽銭（散米銭）など大きな収入を得るとともに、家格の高さを得ることができた。

大宮と小宮という社格の違いは、共同で神事を執行する神職組織内での地位に結びつくことがあつた。以下の資料にあるように、奴可郡においては、五つの大氏神を抱える有力な社家が、それぞれ神事執行のための組織を結成し、組織の頭役である「幣頭」を務めていた。東城町川東小田家蔵の『郡務拾聚録 地巻』には、「郡中社家幣頭組村」という資料が収録されている。

郡中社家幣頭組村 但往古大氏神之例ニよる事なるべし

中野村伊藤越前組

入江 大屋 中迫 栗 中野

メ五ヶ村、外ニ西城<sup>者</sup>入江村之内、往古メ五ヶ村幣頭と唱申候

川西村後藤撰津組

川西 川東 栗田 森脇 小串 下千鳥 上千鳥 内堀 所尾

塩原 竹森 請原 加谷 宇山 山中之内半方

メ十五村、往古メ十二郷同断

大佐村御崎市正組

大佐 八鳥 保田 平子 山中之内半方

メ五ヶ村

川鳥村中島大和組

川鳥 田黒 森 田殿 始終 未度 菅

メ七ヶ村

小奴可村中島大和組

小奴可 三坂 油木 小鳥原 高尾

## メ五ヶ村

戸宇・久代・福代三ヶ村者一本幣与唱、いつれ之幣下与申義無之由  
 (東城町、一九九四、一一九八)

大氏神の社家と下社家との関係は、神事を共同で執行するこうした組合によっても説明される。大氏神の社家は、幣下の村々の小宮を抱える下社家を支配しているのであった。また、五つの大氏神毎に結成された組に入らない、独立した「一本幣」と呼ばれる社人も存在していた。

ところで、先に引用した東城町小奴可可奴可神社中島家に関する中世の書状では、在地領主から小奴可・油木・小島原の社役が安堵されていた。ここで小奴可村中島大和組の幣下として挙げられている三坂と高尾は、先の三地区の近隣の村である。中世に安堵された社役であり中世に遡る社格が、近世における神職組織に影響を及ぼしていることがわかる。というよりも、中世以来の神職組織(大氏神の社家/下社家の関係)が近世にも存続していると言っても良いのかもしれない。

備北地方では、郡内に数社存在していた大氏神毎に組織された神職組織のうえに、近世中期になってから吉田家の影響により郡全体の神職組織が新たに形成された<sup>(9)</sup>。先に挙げた奴可郡における注連頭役は、こうした大氏神の抱社人が務めることが多かった。中世に由来する社格が、近世中期以降に吉田家の影響により形成された郡毎の神職組織においても、影響を及ぼしていたのであった。

以上のように、近世の奴可郡において神社祭祀に関わる者の間には、吉田家から神道裁許状を取得し祭祀を担当する「吉田殿裁許の官」と、日常神社の管理を担った「鍵取(地神主)」の違いがあった。さらに、「京都吉田御殿配下」の神主の間には、大宮の社家(幣頭)/小宮の社家(一本幣)/抱えの小宮を持つ下社家/抱えの小宮を持たず裁許状を取得していない下社家という、中世以来の家格に基づく階層があった。

## 五. おわりに

本稿では、備後奴可郡における神職の中世末から近世にかけての歴史的変遷を明らかにするとともに、奴可郡における神職の組織・階層について論じてきた。その結果、中世から近世への時代変化が、備後奴可郡の神職にいくつの変転を起こさせたことが判明した。

その一つが、神職としての立場を保障する方法の変化である。中世末の備北地方における社役の安堵は、備後一宮において開催される座直りへの出席と、在地領主からの宛行状の発行により行われていた。その後近世になると、京都の吉田家から神道裁許状を取得することが、村々の産土社祭祀を担う上での必要条件となっていく。こうした変化に伴い、神職の職名・立場を表す言葉として「太夫」という言葉が公の資料に現れることはなくなり、吉田家から取得した官途・受領名が名乗られるようになる。

二つ目は、中世に淵源を持つと考えられる備後国一宮の権威や機能の変化である。近世初期に、広島藩と福山藩という二つの政治体制が構築され、新たな吉備津宮の祭祀組織が編成された。また、近世中期以降には、京都吉田家の神職支配における影響力の拡大が起こった。これにより、備後一宮において開催される座直りが持っていた、備後国内の村々で宗教活動を行う神職の職分を保障する意義と、一宮を中心に結成された備後国を単位とする神職のつながりは希薄化した。その結果、備後国内の広島藩領の神職は、藩内神職の惣頭役を務める広島城下の社家野上氏の統制下に入ることになり、広島藩の支配をより強く受けるようになった。三つ目は、奴可郡における神職組織の在り方の変化である。中世末には、在地領主が領地の産土社(鎮守社)を定め、神職を任じ、祭祀を経済的に支えていた。その後、中世末の在地領主の領土が、近世の村切りにより分割されることで、かつての在地領主の領地と一致する広い氏子圏を持つ社格の高い大氏神(大宮)と、一つの近世村を氏子圏とする小



宮が生まれたと思われる。近世初期には、こうした中世以来の社格に基づいて、郡内に数社存在する「大氏神」を単位として、共同で神事を執行する神職組織がいくつか形成されていた。在地領主が領地の産土社の神主を任命するという中世期の様式は、大氏神の神主が持つ神職組織における卓越した地位に結びついていたことになる。その後近世中期になると、吉田家の影響により広島藩の神職組織が整備され、その末端として「郡」を単位とする神職組織が新たに形成される。この奴可郡の神職組織における注連頭役は、大氏神の神職が務めることが多かった。中世に由来する社格が、近世中期以降に吉田家の影響により形成された郡毎の神職組織においても、影響を及ぼしていたことがわかる。

こうした近世の奴可郡において神社祭祀に関わる者の中には、吉田家から神道裁許状を取得し祭祀を担当する「吉田殿裁許の官」と、日常神社の管理を担った「鍵取（地神主）」の違いがあった。さらに、「吉田殿裁許の官」の間には、大宮の社家（幣頭）／小宮の社家（一本幣）／抱えの小宮を持つ下社家／抱えの小宮を持たず裁許状を取得していない下社家という、中世以来の家格に基づく階層があった。

紙幅の関係上、近世期における奴可郡の神職の宗教活動やその活動に関する権利体制については、本稿で考察することが出来なかった。この点に関しては別稿（鈴木、二〇一九）で論じる予定である。合わせて参照されたい。

〔附記〕本研究は、日本科学協会の笹川科学研究助成による助成を受けて行われた研究成果の一部である。

## 注

（１）「久光家傳之筆記」は、広島県立文書館に複写版が蔵されている。筆者は文書館にて複写版を調査した。また、『比和町誌』（比和町、

一九八〇）に一部が翻刻されている。

（２）小田・黒瀬・小高の三家は、『備陽六郡志』「卷十一 神社仏閣除地」の宮内村一宮大明神の社人の項では「欄宜」（得能正通編、一九二八・三二二）、『福山志料』「卷第十八 邑里 八 宮内村」に所収されている「社人連名」の項では、「吉田家三太夫」（菅茶山（晋帥）編、一九一〇a、一九一九）というように、さまざまな職掌名で登場する。こうしたことから、吉備津宮の社家組織における小田家の地位の低さが見てとれる。

（３）庄原市高野町南大宮八幡神社堀江家文書は、現在広島県立文書館に寄託されている。筆者は県立文書館で資料調査を行った。なお、堀江家文書の多くは、堀江寿美により翻刻紹介されている（堀江、一九九七）。

（４）管見の限り、奴可郡の神職が吉田家以外から神道裁許状を取得する事例は、見つかっていない。

（５）西城町教委文化財保護委員会は、昭和五四〜五六年にかけて町内神社に蔵される棟札の悉皆調査を行った。その成果は、西城町郷土研究会が発行していた雑誌『郷土』にて、一九回にわたり黒田正と白根孝穂により公表されている（黒田、一九九〇a、b、一九九三）（白根、一九九六）。

（６）この資料は、奴可郡川東村の庄屋であった田辺嘉十郎が、村役人として郡務を遂行していくうえで必要な文書・記録類を、三一八項目に分類・整理し、天・地・人の三冊として集めたものである。年代の明らかなものでは天保から安政期のもが多く、最も新しいものは文久元年（一八六一）である。現在の資料は、広島県立文書館に寄託されており、筆者は文書館にて調査した。また、『東城町史 第二卷』（東城町、一九九四）に一部が翻刻されている。

（７）郡中社人筆頭役  
中野村伊藤越前  
同郷  
川西村後藤撰津 此役義者御城下白神々被仰附（東城町、一九九四、二一九八）

（８）保田村の八幡神社に関して、以下の口碑が記録されている。

伝説二由レバ川鳥村八幡宮ヲ九州宇佐ヨリ勧請セシトキ、此地通過ノ際一民家ニ休ミシニ、其家ノ主人歎喜ノ余リ笹ヲ折テ幣トシ、

心カラノ神祭ヲ行ヒ勸請セシガ、当社ノ濫觴ナリ。其家ヲ笹折ト名ケ、其地ヲ笹折谷ト云フ。今尚其家存シ、当社神庫ノ鍵ヲ保管スル例ナリシカ、最近之ヲ氏子総代ニ引渡セリト云フ。(内藤、一九四二、二二六)

(9) 芸備両国では、近世中期(一七五〇年頃)に吉田家の関与によって、郡毎に社家筆頭役(注連頭)が置かれ、郡毎に社家を組織化するところが行われた。備後国恵蘇郡では、旧来の社家間におけるパワーバランスを十分踏まえずに筆頭役が定められたため、不満に思った神職が吉田家へ訴え出る事態が起きていた。恵蘇郡多賀野山八幡宮祠官の堀江対馬は、吉田家役人中へ「多賀野山・口村両組社家筆頭注連頭役被仰付奉願上口上書」(明和七・二七七〇年)を差し出している。

一先年芸備両国郡々江社家筆頭注連頭役被為仰付候、然処、恵蘇郡之儀者見玉権頭・久光大和兩人江被為仰付候処、近代の私家之儀ハ左様成ル儀不被為仰付候、(中略)

依之当郡之儀ハ古代之通り三組ニ御配分被為下候而、山之内組ハ見玉氏、伊与村組ハ久光氏、多賀野山・口村組ハ堀江与被為仰付被下候ハバ難有奉存候、郡中社家継目上京仕候節ハ、其組筆頭役計之添簡ニ而相済申候ハバ御定例も相立双方祝敷奉存候間、右之通りニ被為仰付被下候様乍恐厚ク御願奉申上候、以上

(後略)(堀江、一九九七、二二八)

古来恵蘇郡には、神事を共同で執行する神職組として山之内組、伊与村組、多賀野山・口村組の四組が存在していたが、「先年」と書かれているように、一七五〇年頃に吉田家の関与によって、新たに郡毎の社家組織が構築されていったことがわかる。旧来の組において筆頭役を務めていた山之内組の見玉氏、伊与村組の久光氏は、新たに組織された郡の社家組織における社家筆頭(注連頭)役に任命されたが、多賀野山・口村組の堀江氏は、注連頭に任命されなかった。このことを不満に思った堀江氏は、吉田家に対してさまざま働き掛けを行っていた。

## 参考文献

- 井上智勝  
二〇〇七  
二〇〇八  
市川裕士  
二〇一三  
岩田 勝  
一九八二  
榎原雅治  
二〇〇四  
河合正治  
一九五九  
一九六三  
菅茶山(晋脚) 編  
一九一〇a  
一九一〇b  
黒田 正  
一九九〇a  
一九九〇b  
一九九三  
西城町教育委員会編  
二〇〇五  
佐伯道之編  
一九九八
- 『近世の神社と朝廷権威』吉川弘文館。  
『近世の神職組織―触頭を擁する組織を対象に―』国立歴史民俗博物館研究報告(一四八) 国立歴史民俗博物館。  
『備後国宮氏・一宮と室町幕府・守護』『日本歴史』(七八二) 吉川弘文館。  
『比婆荒神神楽の変遷』東城町教育委員会編『比婆荒神神楽―重要無形民俗文化財』東城町文化財協会。  
『三つの吉備津宮をめぐる諸問題』一宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開 上』岩田書院。  
『宮座と神主』芸備地方史研究(三〇) 芸備地方史研究会。  
『中世武士団の氏神氏寺』小倉豊文編『地域社会と宗教の史的研究』柳原書店。  
『卷第十八 邑里 八 宮内村』『福山志料 上』福山志料発行事務所。  
『卷第十九 邑里 九 芦田郡 自福田村到土生村』『福山志料 上』福山志料発行事務所。  
『西城町神社棟札集(一)』『郷土』(四七) 西城町郷土研究会。  
『西城町神社棟札集(二)』『郷土』(四九) 西城町郷土研究会。  
『西城町神社棟札集(五)』『郷土』(五六) 西城町郷土研究会。  
『西城町誌 資料編』西城町。  
『芸藩通志編集資料 世羅郡下調べ書出帳集成』私家版。

白根孝穂

一九九六 「西城町神社棟札集(八)」『郷土』(六五)西城町郷土研究会。  
神道大系編纂会編

一九八六 『神道大系 神社編三十八 美作・備前・備中・備後国』

藤井駿・藤井学校注、神道大系編纂会。

鈴木昂太

二〇一七

「神社の「神職」と地の「太夫」―広島県備北地方における神主の存在形態―」『儀礼文化学会紀要』(五) 儀礼文化学会。

二〇一九

「近世広島藩奴可郡における神職の宗教活動とその権利―檀那・檀家を持つ神職―」(六三) 日本山岳修験学会(予定)。

高埜利彦

一九八九

『近世日本の国家権力と宗教』東京大学出版会。

得能正通編

二〇一四

『近世の朝廷と宗教』吉川弘文館。

一九二八 a

『備後叢書 第一卷』備後郷土史会。

一九二八 b

『備後叢書 第二卷』備後郷土史会。

一九三一

『備後叢書 第六卷』備後郷土史会。

一九三二

『西備名区 卷五十 吉田郡』『備後叢書 第八卷』備後郷土史会。

東城町教育委員会編

一九八二

『比婆荒神神楽―重要無形民俗文化財』東城町文化財協会。

東城町

一九九四

『東城町史 第二卷 古代中世近世資料編』東城町。

一九九九

『東城町史 第五卷 自然環境原始古代中世近世通史編』東城町。

内藤 正

一九四二

『八幡村自治五十年志』私家版。

西田かほる

一九九四

「近世的神社支配体制と社家の確立について―甲州国中地域を事例として」『地方史研究』四四(五) 地方史研究協議会。

一九九五

「兼帯社支配にみる神主と氏子」久留島浩、吉田伸之編『近

畑中誠治

一九五七

「芸備村落における民間信仰の問題点」『芸備地方史研究』(二〇) 芸備地方史研究会。

一九六三

「近世村落における神社祭祀の制度的慣行の形成と展開」小倉豊文編『地域社会と宗教の史的研究』柳原書店。

引野亨輔

二〇〇二

「近世中後期における地域神職編成―「真宗地帯」安芸を事例として」『史学雑誌』一一一(一一) 史学会。

二〇〇三

「近世後期の偽文書と地域神職」『社寺史料研究』(五) 社寺史料研究会。

二〇〇四

「近世日本の地域社会における神社祭祀と神職・僧侶」『仏教史学研究』四七(二) 仏教史学会。

広島県

一九七八

『広島県史 古代中世資料編Ⅳ』広島県。

比和町

一九八〇

『比和町誌』比和町。

藤井 昭

一九八七

『宮座と名の研究』名著出版。

堀江寿美

一九九七

『大宮八幡宮史』私家版。

増原卓三編

一九八五

『日吉神社誌』日吉神社、山内公民館。

渡辺恒一

二〇〇〇

「近世前期の社会と「身分的周縁」論」久留島浩・高埜利彦ほか編『近世の身分的周縁6 身分を問い直す』吉川弘文館。

世の社会集団―由緒と言説』山川出版社。

(二〇一八年二月六日 採択決定)

# Organization and Hierarchy of Regional Shinto Priests in Middle and Early Modern Times: The Case of Bingo Nuka County

SUZUKI Kota

Department of Japanese History  
School of Cultural and Social Studies  
SOKENDAI (The Graduate University for Advanced Studies)

## Summary

In this paper, the authors elucidate the historical transition from the end of the medieval period to the early modern era in Bingo Nuka County (currently Tojo-cho, Saijo-cho in Shobara-shi, Hiroshima Prefecture) and discuss the organization and hierarchy of the Shinto priests. It was determined that the change from the Middle Ages to the Early Modern era brought about certain changes regarding Shinto priests.

The first change concerned the method of guaranteeing the position as a priest. At the end of the Middle Ages, certification of the position was issued by attendance at a religious festival held at the Bingo Ichinomiya Shrine and the issuance of an address letter from the local lords. Later, in the early modern era, Shinto court letters were acquired from the Yoshida family in Kyoto.

The second change concerns the authority and functions of the Bingo Ichinomiya Shrine, which is thought to have originated during the Middle Ages. In the early modern era, the influence of Ichinomiya on Shinto priests diminished. Instead, the priests of the Hiroshima domain in Bingo began to be dominated by the Hiroshima domain.

The third change regards organization of the priesthood in Nuka County. In the beginning of the early modern era, several *Shinto* organizations that jointly conducted *Shinto* rituals were formed for each *Ooujigami* (dominant shrine) in the county. Subsequently, in the middle of the early modern era, the hierarchical organization of Shinto priests in the Hiroshima domain was reorganized under the influence of the Yoshida family and subsidiary organizations for the respective counties were newly formed.

Among those involved in shrine rituals in modern Nuka county were Yoshida Donosaikyonokan who obtained a license from the Yoshida family and conducted rituals, and Kagitori who managed the shrine on a daily basis. Furthermore, there was a hierarchy among Yoshida Donosaikyonokan based on family status since the Middle Ages.

**Key words:** Ichinomiya, Yoshida family Shinto saikyojo (license proof for a Shinto priest), Tayu, Ooujigami (dominant shrine), Perspective of Status Marginality